

株式移転に係る事後開示事項

(会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号並びに会社法施行規則第 210 条に定める開示事項)

2026 年 4 月 1 日

株式会社トランヴィア

株式会社東邦システムサイエンス

株式会社ランドコンピュータ

2026年4月1日

株式移転に係る事後開示事項

東京都文京区小石川一丁目12番14号
株式会社トランヴィア
代表取締役会長 小坂 友康

東京都文京区小石川一丁目12番14号
株式会社東邦システムサイエンス
代表取締役社長 石井 孝典

東京都港区芝浦四丁目13番23号
株式会社ランドコンピュータ
代表取締役社長 弘長 勇

株式会社東邦システムサイエンス（以下「TSS」といいます。）と株式会社ランドコンピュータ（以下「R&D」といい、TSSとR&Dを総称して「両社」といいます。）は、2026年1月16日開催の両社の株主総会において承認された2025年11月13日付株式移転計画書に基づき、両社の完全親会社である株式会社トランヴィア（以下「共同持株会社」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を実施いたしました。

本株式移転に際して、会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号並びに会社法施行規則第210条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 本株式移転が効力を生じた日

2026年4月1日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過

両社のいずれにおいても、会社法第805条の2の規定により本株式移転の差止請求をした株主はありませんでした。

3. 本株式移転における会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過

(1) 会社法第806条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

両社は、2026年1月17日に、会社法第806条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、電子公告を行いました。が、会社法第806条第1項の規定による株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第808条の規定による手続の経過

両社のいずれにおいても該当事項はありません。

(3) 会社法第 810 条の規定による手続の経過

両社のいずれにおいても該当事項はありません。

4. 本株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数

本株式移転によって共同持株会社に移転した TSS の普通株式の数は 17,313,743 株、R&D の普通株式の数は 17,952,156 株です。

5. その他本株式移転に関する重要な事項

- (1) 共同持株会社が、本株式移転に際して発行する株式は、普通株式 39,940,609 株であります。共同持株会社は、両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における両社の株主に対し、その所有する TSS の普通株式 1 株につき共同持株会社の普通株式 1.27 株の割合をもって割当交付し、その所有する R&D の普通株式 1 株につき共同持株会社の普通株式 1 株の割合をもって割当交付いたしました。
- (2) 本株式移転の結果、共同持株会社は、資本金 20 億円、資本準備金が 5 億円、利益準備金が 0 円となりました。
- (3) 共同持株会社の普通株式は、2026 年 4 月 1 日に東京証券取引所プライム市場に上場いたしました。なお、両社の普通株式は、2026 年 3 月 30 日をもって、それぞれ東京証券取引所プライム市場において上場廃止となりました。
- (4) TSS は、2026 年 3 月 13 日付の取締役会決議により、基準時の時点をもって、基準時において保有していた自己株式 3,485,245 株の全てを消却しております。R&D は、2026 年 3 月 13 日付の取締役会決議により、基準時の時点をもって、基準時において保有していた自己株式 15,744 株の全てを消却しております。

以上